



令和7年度

宗像市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業

家庭向け自家消費型太陽光発電設備・蓄電池設備設置補助金のご案内

宗像市では、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)」を活用し、住宅の太陽光発電設備及び蓄電池設備の設置費用の一部補助を行います。

自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池設備の導入を推進することで、各家庭から排出される温室効果ガスの削減に寄与するとともに、エネルギーの地産地消の拡大や災害時のレジリエンス強化につなげます。

<注意事項> 申請を検討される前に必ずお読みください。

- ① 交付申請の締切は、令和7年12月25日(木)です。申請受付は、申請書を受理した順に行い、予算額に達した時点で受付終了します。
- ② 補助金交付決定後に着手する事業が補助対象です(設置工事等の契約・発注は、着手とみなします)。
- ③ FIT制度・FIP制度の認定を受けた設備は、補助対象外です。
- ④ 蓄電池のみの導入は、補助対象外です。
- ⑤ 補助対象は、宗像市内の個人宅・敷地内に設置するものに限ります。
- ⑥ 申請する設備について、国・地方公共団体などから他の補助金等を受けている・受けようとしている場合は、補助対象外です。
- ⑦ 既存の設備の置換・増設は、原則、補助対象外です。
- ⑧ 発電する電力量のうち、30%以上を自家消費する必要があります。
- ⑨ 実績報告の期限は、事業完了から60日以内又は令和8年3月31日(火)のいずれか早い日です。
- ⑩ 補助金を受けて導入した設備は、環境省の基準に従い、法定耐用年数(太陽光発電設備17年・蓄電池設備6年)が経過するまで補助金の目的に沿って適正に使用する必要があり、虚偽・不正による申請や補助金交付要綱に適合しない行為があった場合は、補助金交付決定の取消しや補助金の返還を求めることがあります。

1. 補助対象設備

共通要件(次に掲げる要件を全て満たすもの)

- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領に定める要件を満たすものであること
- 宗像市内の個人の住宅・敷地内に設置するものであること
- 商用化され、導入実績があるとともに、中古設備でなく、原則、既存設備の置換や増設でないこと
- エネルギー起源二酸化炭素の排出削減効果があり、各種法令等を遵守したものであること
- 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象設備の導入により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと
- 国、地方公共団体等から他の補助金等の交付を受けている・受けようとしている事業でないこと
- PPA・リース契約の場合は、サービス料金・リース料金を補助金額相当分から控除すること

太陽光発電設備(次に掲げる要件を全て満たすもの)

- 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づくFIT制度(固定価格買取制度)・FIP制度(Feed in Premium制度)の認定を取得しないこと
- 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないこと
- 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること
- 住宅用設備であって、原則、発電する電力量の30%以上を自家消費すること

蓄電池設備(次に掲げる要件を全て満たすもの)

- 本事業で導入する太陽光発電設備の附帯設備であること
- 原則、再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であるとともに、停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと
- 家庭用設備であって、4,800Ah・セル相当のkWh未満であること
- 1kWhあたりの価格が14万1千円(工事費込み、税抜き)以下であること
- 5ページの「蓄電池仕様」に適合するものであること

2. 補助対象者

個人

- 居住している・居住を予定している住宅・敷地に太陽光発電設備・蓄電池設備を設置する方

PPA事業者・リース事業者

- 個人が居住している住宅・敷地に太陽光発電設備・蓄電池設備を設置し、オンサイトPPA・リース契約を締結した事業者

3. 補助対象経費

- 補助対象設備の設置に要する費用のうち、6ページの「補助対象経費」に該当するもの

4. 補助金の額

太陽光発電設備	出力※（上限4kW）×7万円 ※太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方の数値（小数点以下を切捨て）
蓄電池設備	蓄電池の価格※（上限1kWhあたり14万1千円）×1/3（上限6kWh） ※工事費込み、税抜き（補助金の額は千円未満切捨て）

○蓄電池の補助申請額の計算例

事例① 価格（工事費込み、税抜き）70万円・5kWhの場合→140,000円/kWh→補助対象

700,000円×1/3=233,333円→233,000円（申請可能額）

事例② 価格（工事費込み、税抜き）168万円・12kWhの場合→140,000円/kWh→補助対象

1,680,000円×6/12×1/3=280,000円→280,000円（6kWh相当分が申請可能額）

事例③ 価格（工事費込み、税抜き）140万円・7kWhの場合→200,000円/kWh→補助対象外

5. 交付申請

申請方法・申請期限

○交付申請書（様式第1の1号）に以下の書類を添え、市脱炭素社会推進課窓口へ提出してください（郵送、インターネット等による提出不可）。

○申請書類チェックリストで事前に確認し、必要事項を記入後、申請書類と一緒に提出してください。

○来庁者（申請者又は代理人）の本人確認のために公的機関が発行した運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付きのもの1点又は公的機関が発行した健康保険証等の顔写真のないもの2点をご提示いただきます。

○申請期限は、令和7年12月25日（木）まで（申請受付は、申請書を受理した順に行い、予算額に達した時点で受付終了）です。

種類	書類の内容
申請者関係	①申請を代理人に委任する場合は、委任状（様式指定） ②申請者の宗像市税に滞納がないことの証明書（発行から3月以内） ③PPA・リースの場合は、商業・法人登記の登記事項証明書の写し ④PPA・リースの場合は、役員名簿
設備関係	⑤補助対象設備及びその内訳が記載された見積書の写し（補助対象設備について「一式」とは記載せず、機器の型番、数量、発電容量、蓄電容量等が記載されているもの） ⑥補助対象設備の設置予定箇所、付近の見取図、案内図、地図等 ⑦補助対象設備のメーカー名、型式、出力等が確認できるカタログ、パンフレット等の写し ⑧補助対象設備の発電電力の自家消費量計画書（様式指定）
住宅関係	⑨補助対象設備を設置する住宅の建物登記事項証明書（コピー可、発行から3月以内） ※新築住宅等で登記未了の場合は、建築工事の請負契約書又は売買契約書の写し ⑩当該住宅が共有物である場合は、共有者全員の設備設置承諾書（様式指定）
その他	⑪誓約書（様式指定） ⑫その他市長が必要と認める書類

6. 実績報告

報告方法・報告期限

- 補助事業者(交付決定を受けた申請者)は、補助事業の完了後、実績報告書(様式第5の1号)に以下の書類を添え、市脱炭素社会推進課窓口へ提出してください(郵送、インターネット等による提出不可)。
- 実績報告書類チェックリストで事前に確認し、必要事項を記入後、報告書類と一緒に提出してください。
- 来庁者(報告者又は代理人)の本人確認のために公的機関が発行した運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付きのもの1点又は公的機関が発行した健康保険証等の顔写真のないもの2点をご提示いただきます。
- 報告期限は、事業完了から60日以内又は令和8年3月31日(火)のいずれか早い日まで(補助事業の完了日は、施工事業者に対する代金の支払日又は施工事業者からの補助対象設備の引渡しを受けた日のいずれか遅い日)です。

種類	実績報告書に添付する書類の内容
報告者関係	①報告を代理人に委任する場合は、委任状(様式指定) ②補助事業者の住民票(発行から3月以内、マイナンバー不要)
設備関係	③補助対象設備設置に係る工事請負契約書の写し ④補助対象設備及びその内訳が記載された工事代金の支払領収書の写し ※ローン等を利用し、施工事業者が領収書を発行できない場合は、補助事業者宛にローン会社が発行した支払計画書等の写し ⑤補助対象設備のメーカー、型番、保証期間、設置場所等が確認できる保証書の写し ⑥補助対象設備の施行前及び施工後の住宅の外観及び設置箇所を記録したカラー写真 ⑦補助対象設備の設置場所、型番、出力表示等を記録したカラー写真 ⑧電力会社の系統との接続契約書の写し ※余剰電力を売電する場合は電力受給契約書の写し、蓄電池設備を設置する場合は太陽光発電設備と直接連携していることを確認できる配線図、構造図等
住宅関係	⑨交付申請時に未登記の新築住宅の場合は、不動産登記事項証明書(コピー可、発行から3月以内)
その他	⑩その他市長が必要と認める書類

7. 注意事項

- 補助金額の確定通知を受けた補助対象者は、通知を受けた日以後に、補助金交付請求書を市長に提出してください。その後、市から指定の銀行口座へ振り込みます。
- 補助事業者は、補助事業により取得した財産等について、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。補助対象設備の法定耐用年数(太陽光発電設備17年、蓄電池設備6年)を経過するまでに財産処分等を行う場合は、市長の事前承認が必要です。なお、財産処分等の手続等は、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準」に準じ、財産処分納付金が発生する場合があります。
- 補助事業者は、市長が補助対象設備等について報告を求める場合は、報告書を提出していただく必要がありますので、関連書類を適切に保管しておいてください(データ保管可)。なお、未報告の場合や発電する電力量の30%以上の自家消費ができない場合は、補助金を返還していただくことがあります。

8. 蓄電池仕様

1 蓄電池パッケージ：

蓄電池部(初期実効容量 1.0kW 以上)とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること(初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用し、システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。)

2 性能表示基準：

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

- ・初期実効容量：製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない(算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること)。

- ・定格出力：定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

- ・出力可能時間の例示：

- ①複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間(h)の積で規定される容量(Wh)が全てのモードで同一でない場合は、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

- ②購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。

- ・保有期間：法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

- ・廃棄方法：使用済み蓄電池を適切に廃棄又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること(例・「使用済み蓄電池の廃棄に関しては当社担当窓口へご連絡下さい」)。

- ・アフターサービス：国内のアフターサービス窓口の連絡先が登録対象機器の添付書類に明記されていること。

3 蓄電池部安全基準：JIS C 8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること。

4 蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)：

JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 もしくは JIS C 4412-2※の規格も可とする(JIS C 4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること)。

5 震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)：

蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること(第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関(NCB)であること)。

6 保証期間：

メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

- ・蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

- ・当該機器製造事業者以外の保証(販売店保証等)は含めない。

- ・メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

- ・蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

- ・JEM 規格で定義された初期実効容量(計算値と計測値のいずれか低い方)が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

7 再エネ一体型屋外照明用蓄電池：JIS C 0920-1993 における保護等級 IP44 相当以上の規格を満足すること。

9. 補助対象経費

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう ①特許権使用料 ②水道、光熱、電力料 ③機械経費 ④負担金
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事(交付要件に定める柵塀に係る工事を含む。)に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう

10. 書類提出先・問合せ先

- 宗像市 環境部 脱炭素社会推進課 政策係(市役所西館2階)
- 電話番号：0940(36)9875
- Eメール：zero-carbon@city.munakata.lg.jp
- 受付時間：平日の8時30分から17時00分まで ※土・日、祝日及び12月29日から1月3日までは閉庁日